

# 国立国語研究所防火・防災管理規程

平成24年 3月27日  
国語研規程第59号  
改正 平成26年 6月13日  
改正 平成28年 4月 1日  
改正 令和 5年 5月16日

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 防火管理（第7条－第16条）
- 第3章 防災対策（第17条－第20条）
- 第4章 教育及び訓練（第21条）
- 第5章 非常災害対策本部（第22条－第24条）
- 第6章 雑則（第25条－第26条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第8条第1項及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第8条第1項に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）における防火・防災上の管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この規程は、研究所に勤務する職員及び研究所の施設・設備を利用する者並びに研究所に出入りする全ての者（以下「職員等」という。）に適用する。

### （所長の責務）

第3条 研究所の所長（以下「所長」という。）は、研究所の防火・防災管理に関する業務を総括する。

### （管理組織）

第4条 研究所における防火・防災上の管理の徹底を期するため、防火・防災管理の組織を編成するものとし、この組織は別表1のとおり定める。

### （施設・防災委員会）

第5条 研究所に、防火、防災に関する調査、検討を行う専門委員会として、国立国語研究所施設・防災委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### （職員等の責務）

第6条 職員等は、常に火気取締りに留意し、火災の防止に努めるとともに、施設・設備の管理及び使用に当たっては、法令等の遵守をはじめ、防災上十分に配慮し、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、あらかじめ定められた役割と手順に従い、相互に迅速、かつ、協力して、防災上万全の対処をしなければならない。

## 第2章 防火管理

(権原の範囲)

第7条 防火管理についての権原の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、研究所全ての建物の管理権原を有する。
- (2) 所長は、防火管理者へ防火管理上必要な指示を行う。

(防火管理者)

第8条 防火管理者は、財務課長をもって充てる。ただし、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条に規定する資格を有していない場合は、当該資格を有する者をもって充てることができる。

2 防火管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成、変更及び届出
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防機関への指導要請
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
- (4) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の実施及び監督
- (5) 火気及び発火性又は引火性物品の使用並びに取扱いについての指導監督
- (6) 消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した図面の作成及び周知の徹底
- (7) 自衛消防隊の編成及び任務の周知徹底
- (8) 法令に基づく関係機関に対する報告及び届出等
- (9) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(防火担当責任者)

第9条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者を置く。

- (1) 防火担当責任者は、別表2に定める職員をもって充てる。
- (2) 防火担当責任者の業務は、防火管理者の指揮監督を受け、次の業務を行うものとする。
  - ア 防火管理区域における火気の管理
  - イ 火元責任者の業務に対する指揮監督
  - ウ 非常持出品の表示
  - エ その他防火管理上必要な業務

(防火管理区域)

第10条 防火管理区域は、別表2に定める区域とする。

(火元責任者)

第11条 防火担当責任者の業務を補助させるため、火元責任者を置く。

- (1) 火元責任者は、別表2に定める職員等をもって充てる。
- (2) 火元責任者は、防火担当責任者の指揮監督を受け、担当施設内における業務を次により行うものとする。
  - ア コンロ、ストーブ、湯沸器等の熱源その他の火気使用状況を把握し、随時点検し、その安全を確認する。異常気象時においては、特に注意する。
  - イ 引火、爆発、自然発火等の恐れのある薬品、燃料、機器等について、特に慎重に点検する。
  - ウ 退庁の際は、消火を確認し、火気使用器具等を点検する。

(火災予防上の遵守事項)

第12条 火災予防のため職員等は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後は必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。
- (3) 灰皿、吸い殻の後始末を完全にする。

- (4) 廊下，階段，通路，出入口等その他避難のために使用する施設には，避難の妨害となる設備及び物品を置かない。また，避難口等は，容易に開錠できるようにしておく。
- (5) 消防設備等の周囲には，装飾等をしない。
- (6) 火災を発見した場合は，消防機関に通報するとともに，平日においては総務課に通報し，夜間・休日においては，警備員に通報し，適切な行動をとる。

(自主検査及び法定点検)

- 第13条 建物等の自主検査は，別表3に定めるところにより行うものとし，消防用設備等の法定点検は，別表4に定めるところにより行うものとする。
- 2 前項に定める法定点検の実施にあたっては，研究所から委託を受けて防災管理業務に従事する者に行わせることができるものとする。

(結果の記録及び報告)

- 第14条 防火管理者は，点検，検査の結果を記録しておくとともに消防設備等の点検結果については，3年に1回，消防署長に報告する。また，不備欠かんを認めるときは，早急にその是正を図る。

(自衛消防隊の組織)

- 第15条 研究所の自衛消防隊は，管理部長を隊長とし，隊長を補佐し，隊長が不在の時は，その任務を代行する者として副隊長を置き，防火管理者をもって充て，別表5に定める組織とする。

(自衛消防隊の任務)

- 第16条 自衛消防隊は，別表5に定める任務を行うものとする。

### 第3章 防災対策

(防災予防措置)

- 第17条 地震時等の災害の発生を予防するため，次のことを行うものとする。
- (1) 所長は，建物及び建物に付随する施設物（看板，窓枠等）の倒壊，転倒，落下等の防止措置をとる。
  - (2) 火元責任者は，火気使用設備器具等の転倒防止措置及び危険物類の転倒，落下，浸水等による発火防止の措置をとる。

(安全性の確認)

- 第18条 防火管理者は，被害を生ずるに至らない地震の場合であっても，地震後建物，自動消火装置等の作動状況の検査，火気使用設備器具等の点検，検査を行い，その安全性を確認する。

(警戒宣言発令時の対応策)

- 第19条 大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合，原則として業務を中止し，自衛消防活動に専念するものとする。
- 2 自衛消防隊は，次のことを行う。
- (1) 情報収集の伝達  
通報連絡班は，次のことを行う。
    - ア テレビ，ラジオ等により情報の収集を行う。
    - イ 職員等に対し，警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。
  - (2) 応急対策  
消火・工作班は，次のことを行う。
    - ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし，やむを得ない場合は，最小限とするとともに，監視人を置く等の措置を行うものとする。

- イ 窓ガラス等の破損，散乱防止措置を確認する。
- ウ 照明器具，ロッカー，書棚，OA機器，物品等の転倒・落下防止措置を確認する。
- ニ 非常持出品の準備を行う。

### (3) 安全誘導

避難誘導班は，次のことを行う。

- ア 避難通路の確保，非常口の開放等を行う。
- イ 職員等が混乱しないで避難できるよう誘導する。

- 3 勤務時間外に警戒宣言が発令された場合は，所内に残っている職員等は前項に定めることを行う。
- 4 職員等が休日，休暇，退庁後に警戒宣言の発令を知ったときは，出勤可能な場合は速やかに出勤し，第2項に定めることを行う。

### (地震時の活動)

第20条 地震時の活動の際職員等は，第16条に定める任務を行うほか，次のことを行う。

- (1) 防火管理者は，防火担当責任者及び火元責任者等を指揮し，火気使用設備器具からの出火防止措置をとる。
- (2) 避難は，防災機関等からの避難命令又は所長の判断により開始する。
- (3) 避難場所は，研究所本館前広場とする。

## 第4章 教育及び訓練

### (教育及び訓練)

- 第21条 所長は，職員等に対し，防火及び防災に関する必要な教育を行うとともに，消火，通報，避難等について訓練を実施する。
- 2 防火管理者は，自衛消防訓練を実施する場合には，「自衛消防訓練通知書」により消防署長へ通知するものとする。
  - 3 研究所における消防設備配置及び避難経路図は，別に定める。

## 第5章 非常災害対策本部

### (非常災害対策本部の設置)

- 第22条 所長は，重大な災害が発生し，又は発生する恐れがあるとき若しくは防災上特に必要があると認めるときは，非常災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- 2 自衛消防隊は，対策本部が設置された場合，直ちに対策本部に参入するものとする。

### (非常災害対策本部の組織)

第23条 対策本部は，所長，所長が指名する副所長（以下「副所長」という。），研究主幹，センター長，管理部長及び課長で編成し，所長が本部長となり，副本部長は副所長及び管理部長をもって充て，別表6に定める組織とする。

### (非常災害対策本部の任務)

- 第24条 本部長は，関係機関等と連絡調整の上，非常災害対策業務を総括する。
- 2 対策本部は，非常災害対策に関する別表6に定める任務を行う。

## 第6章 雑則

### (防災用備蓄品)

第25条 所長は，災害に備えて防災用品を別表7のとおり備蓄するものとする。

### (雑則)

第26条 所長は，その他防火・防災に関する必要な事項について別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

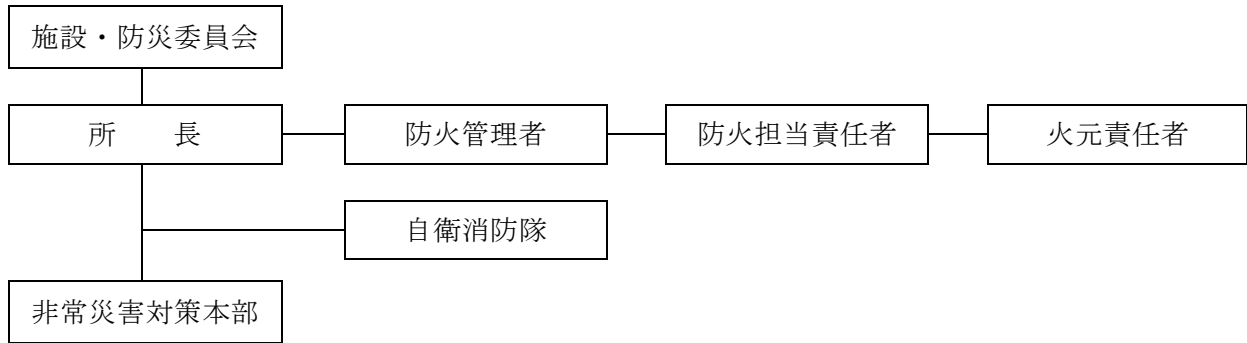
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

防火・防災管理組織



別表 2 (第 9 条, 第 10 条, 第 11 条関係)

防火管理区域表

階数	管理区域	防火担当責任者	火元責任者
本館			
地階	全域	財務課長	契約係長
1階	所長室, 副所長室, 秘書室, 管理部長室, 管理部事務室, 名誉所員室, 厚生室, 応接室, 文書授受室, 書類庫, 書類保管庫	総務課長	総務・企画係長
	保健室, 交流室, 更衣室		人事係長
	大会議室, 中会議室 1・2, 小会議室, 倉庫 2, 警備員室, 清掃員室, 機械室, 給湯室, トイレ, ゴミ置き場, 喫煙室	財務課長	契約係長
	客員研究室, 展示室, 書庫, マイクロ資料庫, 貴重書庫	研究主幹及び研究推進課長	室の責任者又はこれに準ずる者
2階	講堂 (副調整室, 備品倉庫を含む), 多目的室, 保管庫, 機械室, 給湯室, トイレ, ゴミ置き場	財務課長	契約係長
	研究室, 共同研究室, 研究図書室他上記を除く全ての室	研究主幹, センター長及び研究推進課長	室の責任者又はこれに準ずる者
3階	コンピュータ室 (保守員室を含む), セミナー室 1・2・3, 調整室, 同時通訳室, 機械室, 給湯室, トイレ, ゴミ置き場	財務課長	契約係長
	研究室, 共同研究室, 中央資料庫他上記を除く全ての室	研究主幹及びセンター長	室の責任者又はこれに準ずる者
4階	機械室, 給湯室, トイレ, ゴミ置き場	財務課長	契約係長
	研究室, 共同研究室他上記を除く全ての室	研究主幹及びセンター長	室の責任者又はこれに準ずる者
発電機棟		財務課長	契約係長
ゴミ集積場		財務課長	契約係長
土地及び構築物 (立木竹を含む)		財務課長	契約係長

別表 3 (第 13 条関係)

## 建物等の自主検査

検査対象	検査実施日 (回数)	検査員
建物	月 1 回	防火担当責任者
火気使用設備器具	月 1 回	防火担当責任者

別表 4 (第 13 条関係)

## 消防用設備等の点検

点検対象	点検実施日		点検員
	外観機能点検	総合点検	
消火器具	6月～9月	12月～3月	防火管理者
屋内消火栓設備	6月～9月	12月～3月	
スプリンクラー設備	6月～9月	12月～3月	
自動火災報知設備	6月～9月	12月～3月	
ガス漏れ火災報知設備	6月～9月	12月～3月	
非常警報器具及び設備	6月～9月	12月～3月	
誘導灯	6月～9月	12月～3月	
排煙・防排煙制御設備	6月～9月	12月～3月	
非常電源	6月～9月	12月～3月	

別表5（第15条，第16条関係）

自衛消防隊の組織及び任務

		班名	任務の内容	班長及び班の組織
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     総括責任者 所 長                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     隊 長 管理部長 ①避難開始時期の決定及び避難状況の把握 ②各種災害を判断し，自衛消防活動上必要な指揮・命令 ③消防機関との密接な連携                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     副 隊 長 (財務課長) ①隊長を補佐し隊長が不在の時は，その任務を代行                 </div>		通報連絡班	①自衛消防隊本部の設置 ①消防機関への通報及び通報の確認，隊長への災害状況報告，火災の状況の変化に伴う非常連絡 ②非常通報及び指示命令の伝達 ③緊急連絡一覧表による関係者への連絡 ④外部との連絡 ⑤消防機関消防隊到着時における，火災の延焼状況，燃焼物件，危険物品の有無，逃げ遅れの有無等の情報提供及び出火場所への誘導 ⑥その他通報連絡上必要な事項	◎総務課長  総務・企画係
		消火・工作班	①火災発生場所への直行，消火器又は屋内消火栓を活用した適切な初期消火 ②消防機関消防隊との連携及び補佐 ③火災発生場所へ直行し，防火シャッター，防火戸，防火ダンパー等の閉鎖 ④非常電源及び消防用水等水利の確保 ⑤二次災害発生の防御対策 ⑥エレベータの非常時の措置 ⑦その他消火・工作上必要な事項	◎財務課長  財務・経理係 契約係
		避難誘導班	避難場所の選定・避難者の誘導 ①火災発生場所への直行，避難者への避難方向及び火災状況の周知 ②避難時の混乱防止，出火階及び上層階を最優先した避難誘導 ③非常口の開放及び開放の確認，避難上障害となる物品の除去等避難経路の確保 ④避難終了後における速やかな人員点検及び逃げ後れた者の確認，並びに本部への報告 ⑤ロープ等による警戒区域の設定 ⑥その他避難誘導上必要な事項	◎研究推進課長  研究推進G 情報発信・資料G 研究図書G
		応急救護班	①応急救護所の設置 ②負傷者の応急処置及び介護 ③消防機関救急隊との連携及び情報提供，負傷者等の病院搬送体制の確立 ④負傷者等の住所，氏名，電話番号，搬送病院，負傷程度等必要事項の記録 ⑤その他応急救護上必要な事項	◎人事係長  人 事 係



別表6（第23条，第24条関係）

非常災害対策本部の組織及び任務

		班名	班長	担当者	任務の内容
本部長 ----- 所長		通報連絡班	総務課長	総務・企画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所轄消防署等関係機関との通報連絡，消防車等の誘導</li> <li>・所内出入者の警備</li> <li>・他の班に属さないこと</li> </ul>
		消火・工作班	財務課長	財務・経理係 契約係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火作業</li> <li>・災害の実態把握</li> <li>・二次災害の防止</li> <li>・電源，ガス栓等の閉鎖</li> <li>・防火扉の閉鎖</li> <li>・門扉の開放及び閉鎖</li> <li>・避難，搬出及び消火等の障害物の撤去</li> </ul>
避難誘導班		研究推進課長	研究推進G 情報発信・資料G 研究図書G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の選定</li> <li>・避難者の誘導</li> </ul>	
応急救護班		人事係長	人事係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等の救出及び負傷者等の救護</li> </ul>	
副本部長 ----- 管理部長 副所長					

別表7（第25条関係）

防災用備蓄品

1. 食料品	11. ローソク	21. トランシーバー
2. 保存水	12. リヤカー	22. その他必要なもの
3. 発電機	13. 防水シート	
4. 投光器	14. 担架	
5. 浄水器	15. レスキューセット	
6. 給水袋	16. 帰宅困難者用セット	
7. 寝袋	17. 非常用品セット	
8. 毛布	18. 懐中電灯	
9. テント	19. ラジオ	
10. ロープ	20. 拡声器	